助成対象経費	助成額	
分筆に係る測量及び登記の費用に要する経費(後退用地の分筆及び登記に係るものに限る。)	実費(限度額は200,000円)	
コンクリートブロック塀等の除去に要する 経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1 m当たり8,400円	
板塀、フェンス等の除去に要する経費(基 礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を 含む。)	1 m当たり2,000円	
門柱、門扉等の除去に要する経費(基礎取 壊し及び発生材の処分に要する経費を含 む。)	1箇所当たり9,200円	
樹木等の除去又は移植に要する経費	幹周15cm未満のもの	1本当たり2,700円
	幹周15cm以上25cm未満のもの	1本当たり5,800円
	幹周25cm以上40cm未満のもの	1本当たり10,900円
	幹周40cm以上のもの	1本当たり16,900円
コンクリート擁壁等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経	段差が20cm未満のもの	1 m当たり1,000円
費を含む。)	段差が20cm以上1m未満のも の	1 m当たり3,100円
	段差が1m以上のもの	1 m当たり12,400円
舗装に要する経費	前面道路がアスファルト舗装の場合 ・アスファルト舗装 t=5cm ・上層路盤(M-30) t=10cm ・下層路盤(C-30) t=10cm ※同等以上とする 前面道路がコンクリート舗装の場合 ・コンクリート舗装(ハケ引き仕上げ)t=10cm ・鉄筋(溶接金網等)D6mm@15cm ・下層路盤(C-30) t=10cm ・敷地境界部分に目地を入れること(目地板等) ※同等以上とする	1 ㎡当たり6,400円
その他	市長が特に必要と認めたもの	市長が定める額